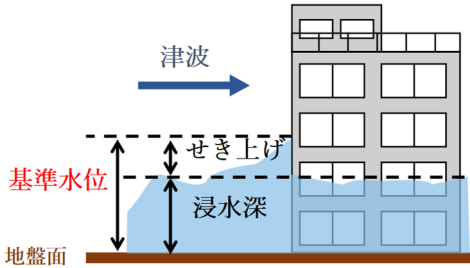




留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号(以下、「法」という。))第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づき、津波浸水想定による水位に津波が建築物等へ衝突した際の水位上昇（せき上げ）を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示します。
 - この基準水位は、せき上げを考慮した水位であることから、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。
- 【地形・構造物データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形データ」は、令和6年度末時点の航空レーザー測量等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
 - また、地形データの標高は測地成果2024に見直しています。
 - 基準水位の算出に用いた「河川・海岸構造物データ」は、令和6年度末時点の構造物データをもとにモデル化しているため、その後の整備に伴い、現況と異なっている場合があります。



- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和7年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。